

鳴瀬川水系河川整備計画（変更素案）へご意見をお聴かせ下さい ～鳴瀬川流域の4箇所で「意見を聴く会」を開催します～

北上川下流河川事務所では、鳴瀬川水系河川整備計画（大臣管理区間）の変更するにあたり、4月7日（木）から5月6日（金）まで、地域の皆様の意見募集を行っております。

この度、「意見を聴く会」の開催会場が決定しましたので、開催日時をお知らせします。

記

1. 「意見を聴く会」開催日時

令和4年4月25日（月） 18：00～19：30（予定）
大郷町役場 3階 大会議室（黒川郡大郷町粕川字西長崎5-8）

令和4年4月26日（火） 18：00～19：30（予定）
大崎市役所東庁舎5階 大会議室（大崎市古川七日町1-1）

令和4年4月27日（水） 18：00～19：30（予定）
鎌田記念ホール（ボルパル）1階 会議室（大崎市鹿島台木間塚字福芦335-1）

令和4年4月28日（木） 18：00～19：30（予定）
東松島市役所 鳴瀬庁舎 3階 会議室（東松島市小野新宮前5）

※開催概要については別紙を参照ください。

2. 鳴瀬川水系河川整備計画（変更素案）の閲覧及び意見の募集方法

①河川整備計画（変更素案）の閲覧方法

各閲覧場所又はホームページにおいて、鳴瀬川水系河川整備計画（変更素案）を公表しています。

②意見募集方法

各閲覧場所での意見箱への投函、郵送、ホームページ、メール、FAXでの意見の募集を行っていません。

北上川下流河川事務所ホームページ（意見募集特設ページ）

http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/pubcome/pubcome2022_mail.html

〈発表記者会〉 石巻記者クラブ、古川記者クラブ

問 い 合 わ せ 先	
	国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所
	宮城県石巻市蛇田字下沼80
	電 話 0225-95-0194（代表）
	副所長（企画） 高田 浩穂（内線205）
調 査 課 長 諸橋 拓実（内線351）	

鳴瀬川流域の4箇所で意見を聴く会を開催します。

令和元年東日本台風（令和元年10月洪水）により、鳴瀬川水系吉田川及び支川善川・竹林川では33箇所で越水・溢水が発生、内1箇所で堤防決壊が発生するなど甚大な被害が生じた事に加え、近年の気候変動に伴う降雨の増大に対応するため、鳴瀬川水系河川整備計画（大臣管理区間）の変更を行います。この「鳴瀬川水系河川整備計画」を変更するにあたり、地域の皆様のご意見を募集するとともに、「意見を聴く会」を開催します。

(1) 意見を聴く会 開催概要

	日時	地区	開催場所	時間
①	令和4年4月25日(月)	大郷町	大郷町役場 3階 大会議室	18:00~19:30(予定)
②	令和4年4月26日(火)	大崎市古川	大崎市役所東庁舎5階 大会議室	18:00~19:30(予定)
③	令和4年4月27日(水)	大崎市鹿島台	大崎市鎌田記念ホール(ポルパル) 1階 会議室	18:00~19:30(予定)
④	令和4年4月28日(木)	東松島市	東松島市役所 鳴瀬庁舎 3階 会議室	18:00~19:30(予定)

- 各会場、受付は、17:45より開始します。
- 意見を聴く会のいずれの会場もご参加いただくことが可能です。
- 意見を聴く会は公開で行い、傍聴も可能です。
- 鳴瀬川水系河川整備計画【大臣管理区間】(変更素案)は、下記「(2) 閲覧及び資料の入手方法」によりご覧いただくことができます。
- なお、意見の発表を希望する方の人数によっては、開催時間等を含め調整させていただく場合があります。
- 入場は、30名程度とし、会場に入り切らない場合は、先着順とさせていただきます。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止対策(受付での検温や手指の消毒、マスクの着用など)に御協力をお願いします。

(2) 閲覧及び資料の入手の方法

鳴瀬川水系河川整備計画(変更素案)を下記の方法で閲覧及び入手していただくことができます。

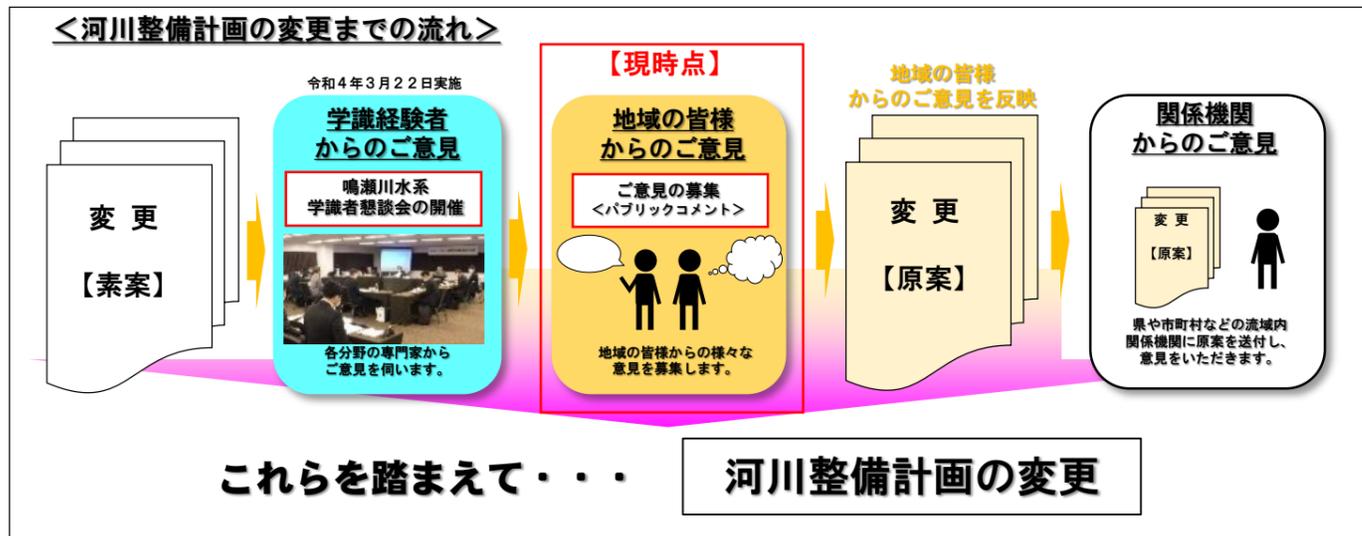
○インターネットによる閲覧及び資料の入手方法
以下のアドレスにおいて、閲覧及び資料の入手が可能です。

＜北上川下流河川事務所ホームページ(パブリックコメント特設ページ)＞
http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/pubcome/pubcome2022_mail.html

問い合わせ先	
	国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 調査課
	宮城県石巻市蛇田字新下沼80
	電話0225-95-0194(代表)
	調査課 河川整備計画担当宛て

～みなさまのご意見をお聴かせください～

整備計画は、皆様のご意見をお聞きしながら作成・変更します。



意見募集期間・送付方法

意見募集期間：令和4年4月7日(木)～5月6日(金)
ご意見は、郵送、メール、FAX、ホームページ(意見フォーム)、各閲覧場所での意見箱への投函のいずれかの方法でご提出ください。

●郵送・メール・FAXの場合

〒986-0861
石巻市蛇田字新下沼80
「北上川下流河川事務所 調査課」宛

メール：thr-742chosa01@milit.go.jp
FAX：0225-94-9857(河川整備計画担当 宛)

●ホームページ(意見提出フォーム)からの場合

【北上川下流河川事務所ホームページ(パブリックコメント特設ページ)】
http://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/pubcome/pubcome2022_mail.html

【意見入力ページ(パブリックコメント特設ページ内)】
<http://ankeeto.thr.mlit.go.jp/main/quest.exe?no=2072379282>

●意見箱による場合

下記の「鳴瀬川水系整備計画【変更素案】閲覧場所」に備え付けの「意見箱」に投函をお願いします。

名称	電話番号	住所
国土交通省 北上川下流河川事務所	0225-95-0194	石巻市蛇田字新下沼80
国土交通省 大崎出張所	0229-22-0336	大崎市古川鶴ヶ塚字鶴田154-3
国土交通省 鳴瀬出張所	022-354-3101	宮城県松島町高城字水溜下1-1
国土交通省 鹿島台出張所	0229-56-2617	大崎市鹿島台木間塚字小谷地496-1
国土交通省 涌谷出張所	0229-43-3218	遠田郡涌谷町字桑木荒156-1
国土交通省 鳴瀬川総合開発工事事務所	0229-22-7811	宮城県大崎市古川駅前大通1-5-18
宮城県 土木部河川課	022-211-3173	仙台市青葉区本町3-8-1
東松島市役所 鳴瀬庁舎	0225-82-1111	東松島市小野新宮前5
大崎市役所	0229-23-8069	大崎市古川七日町1-1
松島町役場	022-354-5709	松島町高城字帰命院下-19-1
大和町役場	022-345-7502	黒川郡大和町吉岡字まほろば1-1-1
大郷町役場	022-359-5508	黒川郡大郷町粕川字西長崎5-8
富谷市役所	022-358-0525	宮城県富谷市富谷坂松田30
大衡村役場	022-345-5111	黒川郡大衡村大衡字平林62
加美町役場	0229-63-3111	加美郡加美町字西田三番5
涌谷町役場	0229-43-2129	宮城県遠田郡涌谷町字新町裏153-2
美里町役場	0229-33-2143	遠田郡美里町北浦字駒米13

お問い合わせ

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 調査課
〒986-0861 宮城県石巻市蛇田字新下沼80 TEL 0225-95-0194(代表) 受付時間:土日祝日を除く 9:00 ~ 17:00

鳴瀬川水系のこれからの川づくりについてご意見をお聴かせください

～鳴瀬川水系河川整備計画変更～ 【大臣管理区間】

令和元年10月12日に発生した「令和元年東日本台風」により、鳴瀬川水系の沿川地域では、甚大な被害が生じました。このため、河川整備計画の見直しの必要が生じたことから、鳴瀬川水系河川整備計画(大臣管理区間)の変更を行います。
地域と一体となったハード・ソフト対策を進めるため、みなさまのご意見をお伺いします。



鳴瀬川水系河川整備計画の基本理念

黄金の里にやすらぎの流れ 未来をかなでる鳴瀬川

安全で安心が
持続できる鳴瀬川

大崎耕土を支え
地域の生活に溶け込んだ
自然にふれる水辺として

川が伝えるふるさとの姿に
ふれる場として

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所

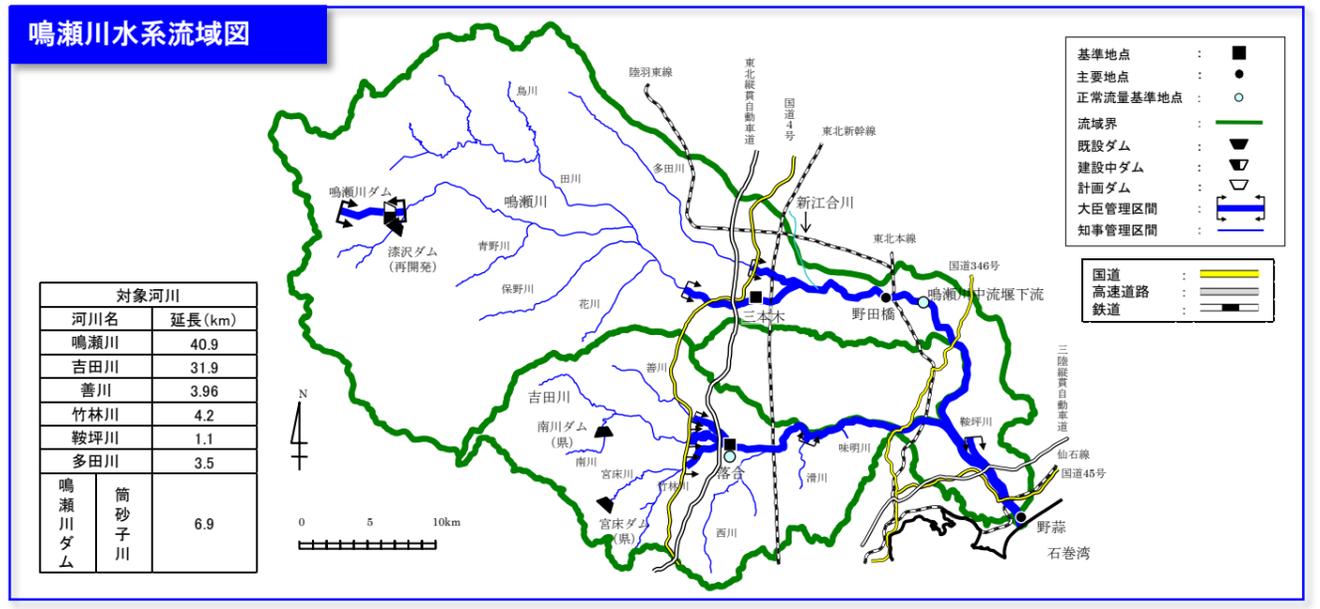
鳴瀬川水系河川整備計画とは

河川整備計画とは、河川法の三つの目的である「治水」「利水」「環境」が総合的に達成できるよう、今後の川づくりについて具体的に示す計画であり、法律で定められたものです。「鳴瀬川水系河川整備計画(大臣管理区間)」は、地域の皆様や学識者のご意見を踏まえ、平成19年8月に策定されました。

計画の対象区間及び対象期間

【計画の対象区間】
本計画は、国土交通省の鳴瀬川水系における管理区間(大臣管理区間)である92.46kmとしています。

【計画の対象期間】
本計画の対象期間は、概ね30年間としています。



今回の鳴瀬川水系河川整備計画変更のポイント

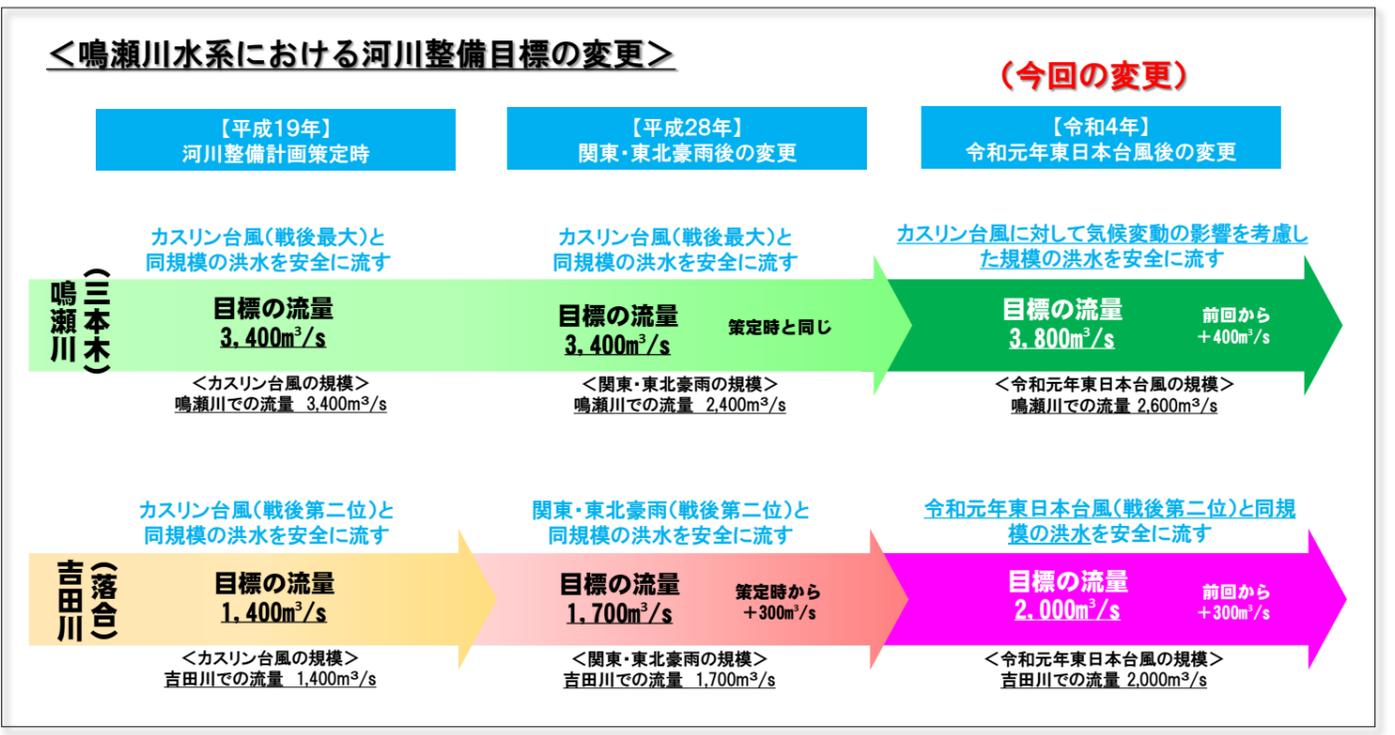
- POINT ① 河川整備目標を変更します。**
- 鳴瀬川では戦後最大、吉田川では戦後第二位の洪水である「カスリン台風(昭和22年9月洪水)」と同規模の洪水を安全に流すことを目標に鳴瀬川水系河川整備計画を策定し、河川整備を実施してきました。
 - 平成27年9月に発生した「関東・東北豪雨」が、吉田川の整備目標である昭和22年9月規模を上回り、堤防越水等により浸水被害が生じたため、吉田川では当該洪水と同規模の洪水に河川整備計画の目標を変更しました。
 - 今回は、吉田川で、「関東・東北豪雨」を上回る「令和元年東日本台風(令和元年10月洪水)」が発生したことから、河川整備計画の目標を変更するものです。
 - また、鳴瀬川本川では、「令和元年東日本台風」は昭和22年9月洪水規模に至らなかったものの、吉田川との安全度のバランスや、近年の気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に対応するため、河川整備計画の目標を変更します。

令和元年東日本台風では、吉田川で33箇所での越水・溢水が発生、内1箇所での堤防が決壊し、甚大な被害が生じました。

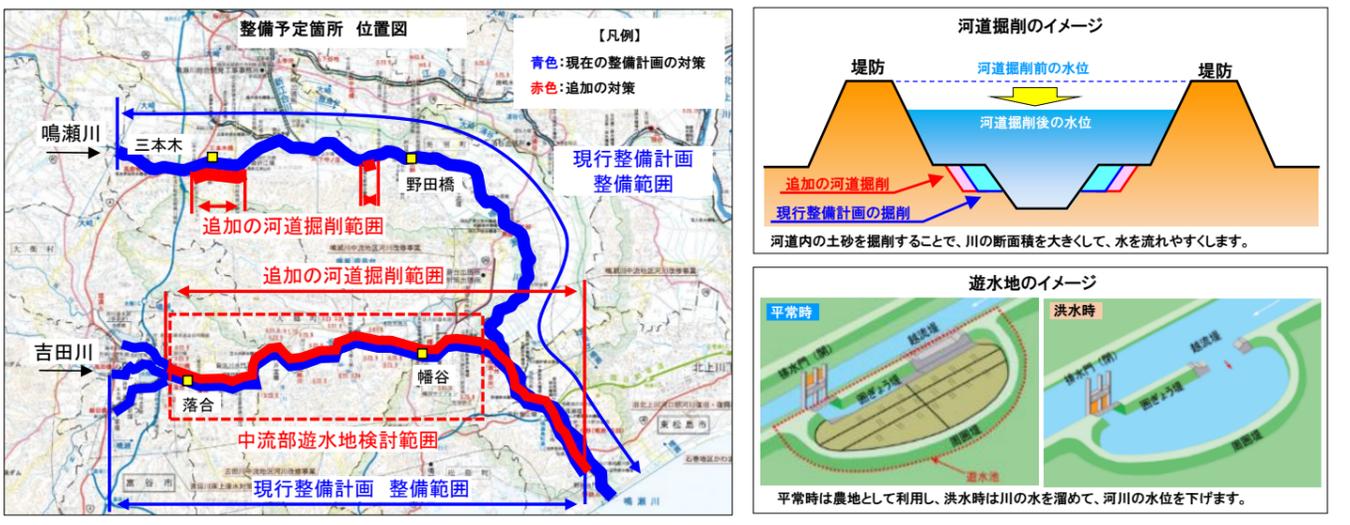


(右上に続く)

今回の鳴瀬川水系河川整備計画変更のポイント



新たな整備計画では、これまでの整備に加え、追加の河道掘削や、吉田川の中流部に遊水地を建設することを計画しています。



POINT ② 法律の改正及び答申等を受け、河川整備計画を見直します。

法律の改正、答申等を受け、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、国・県・市町村、企業、住民など流域全体のあらゆる関係者が協働して、ハード・ソフト一体で多層的に治水対策を行う「流域治水」を推進することなどを本文に記載します。

- 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号。通称「流域治水関連法」)施行
- 気候変動を踏まえた水害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う時速可能な「流域治水」への転換

POINT ③ 鳴瀬川総合開発事業の基本計画策定に伴い内容を修正します。

鳴瀬川ダムの建設及び漆沢ダムの建設(再開発)に関する基本計画が策定されたことに合わせ、本文中に記載のあった鳴瀬川総合開発事業に関連するダムの名称を修正します。